

1. 件名：新規制基準適合性審査への対応について（高浜設置許可（警報無し津波））
2. 日時：令和2年3月12日 15：45～16：00
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

小山田安全規制調整官、岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、永井主任安全審査官、藤原主任安全審査官、寺野安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他25名

5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社から、本日の審査会合（第847回 公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

＜津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について＞

- 破壊伝播速度を0.5m/s～0.6m/sの間に設定する場合の津波シミュレーションについて、敷地影響の有無を説明すること。
- 津波シミュレーションについて、得られたパラメータスタディ結果を再整理し、判断基準の妥当性を説明すること。
- 防潮ゲート閉止の判断基準（水位変動量0.7m）に対する裕度の考え方について、整理して説明すること。
- 若狭湾の伝播特性のパラメータスタディも踏まえて、構外検知（10分0.5m）の妥当性について説明すること。
- 鉛直方向に防潮ゲートを落下させ、一定程度の流速で海水が常時流れている取水路を閉止する機構に関し、防潮ゲート閉止に要する時間の算定に谷本式を適用しないこと及びダム堰基準を適用することの妥当性について、説明すること。
- 漂流物の影響評価に関し、物揚岸壁における燃料輸送車両等の有無及び漂流物となる可能性の評価結果について説明すること。
- 漂流物の影響評価に関し、既許可の申請内容からの変更内容の有無について説明すること。

- (2) 関西電力株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上